

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示（青少年に有害な図書類として図書類の内容についての審査を行う団体の指定）の一部改正（児童家庭課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	〈6・16掲示〉
○農用地利用配分計画の認可（農地・担い手対策課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（2件）（ 〃 ）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4

告 示

高知県告示第366号

平成21年11月高知県告示第676号（青少年に有害な図書類として図書類の内容についての審査を行う団体の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

表中

一般社団法人 日本映像倫理 審査機構	東京都千代田 区平河町一丁 目7番3号	次の標章を図書類の包装の表面に印刷し、又は ちよう付する。
--------------------------	---------------------------	----------------------------------

を

一般社団法人 日本コンテン ツ審査センタ ー	東京都新宿区 新宿一丁目7 番10号	次の標章を図書類の包装の表面に印刷し、又は貼付する。
---------------------------------	--------------------------	----------------------------

に改め、同表一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構の項中「東京都港区浜松町一丁目2番14号」を「東京都港区芝浦三丁目11番13号」に、「ちよう付する」を「貼付する」に改め、同表特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構の項中「ちよう付する」を「貼付する」に改める。

高知県告示第367号

平成28年3月高知県告示第144号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉丙2159番地2 ミタニ建設宅102号
イ 氏名
福島 正男
- (2)ア 登記簿記載の住所
中村市田野川甲1641番地
イ 氏名
池田 富一
- (3)ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
山下 嘉源次
- (4)ア 登記簿記載の住所



- 記載なし
イ 氏名
坂本 政吉
- (5)ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
栗本 幾七
- (6)ア 登記簿記載の住所
高知市百石町四丁目4番15号
イ 氏名
岡林 あや子
- (7)ア 登記簿記載の住所
須崎市東古市町2番5号
イ 氏名
田辺 博造
- (8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡大野見村奈路791番地
イ 氏名
田辺 博造
- (9)ア 登記簿記載の住所
東京都狛江市元和泉二丁目24番6号
イ 氏名
田邊 一夫
- (10)ア 登記簿記載の住所
高岡郡窪川町東町4番住13号
イ 氏名
東 慶博
- (11)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村上小南川200番地
イ 氏名
伊藤 輝馬

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月農林水産省告示第1968号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定によ

り次のとおり公告する。
 なお、その関係書類は、平成28年6月16日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月7日	特定非営利活動法人高知ダルク	立川 久永	高知市本町五丁目6番35号つちばしビル1階	この法人は、薬物依存症者等に対して、断薬支援、住居の提供、食事の提供、日常生活面における相談・指導に関する事業、広報活動等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市幸町1番16号
株式会社アグリード土佐あき 代表取締役社長 長野 隆
 - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
安芸市土居字熊神117番1、117番2及び118番1
- 認可年月日
平成28年6月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	舟谷 進	香美市土佐山田町楠目1732番地
〃	前田 邦弘	〃 〃 43番1地
〃	前田 房孝	〃 〃 54番地
〃	小川 清之	〃 〃 1550番地
〃	前田 隆明	〃 〃 157番1地
〃	前田 長英	〃 〃 1234番4地
〃	山崎 勳	〃 〃 436番2地
〃	楠目 邦彦	〃 〃 1064番地
〃	依光 唯勝	〃 〃 3580番地口
〃	大石 徹	〃 〃 781番地
〃	岡本 豊	〃 〃 3648番3地
〃	郷本 清	〃 〃 2924番地
〃	北村 和雄	〃 〃 2809番地
〃	幾井 洋一	〃 〃 2586番地
〃	大石 幸雄	〃 土佐山田町 32番4地
監事	楠目 幸成	〃 土佐山田町楠目1074番地
〃	前田 光一	〃 〃 40番地口
〃	近江川利喜	〃 〃 809番1地
(就任)		
理事	前田 邦弘	香美市土佐山田町楠目 43番1地
〃	小川 清之	〃 〃 1550番地
〃	奥宮 弘道	〃 〃 1441番地
〃	小松 芳子	〃 〃 229番地
〃	山崎 勳	〃 〃 436番2地
〃	楠目 邦彦	〃 〃 1064番地
〃	依光 唯勝	〃 〃 3580番口地
〃	大石 幸雄	〃 土佐山田町 32番地4
〃	大石 徹	〃 土佐山田町楠目 781番地
〃	岡本 豊	〃 〃 3648番3地
〃	北村 和雄	〃 〃 2809番地
〃	郷本 清	〃 〃 2924番地
〃	幾井 寛司	〃 〃 2533番地
〃	楠目 誠一	〃 〃 3077番1地
監事	前田 光一	〃 〃 40番地口
〃	牟田 建介	〃 〃 1032番地
〃	近江川利喜	〃 〃 809番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、楠目土地改良区の定款の変更を平成28年6月17日に認可した。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成28年6月17日に認可した。

平成28年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年6月28日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
 - 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - 実施期日
ア 新規取得講習
平成28年9月6日（火）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
平成28年9月12日（月）から同月14日までの3日間
 - 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人

<p>(2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p>	<p>ア 平成28年8月8日(月)及び9日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成28年8月10日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 平成28年8月15日(月)から同月17日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者には、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検</p>	<p>定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第16号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成28年6月28日 高知県公安委員会委員長 島田 京子</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 平成28年10月6日(木)午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 香川県高松市郷東町587番地1 香川地域職業訓練センター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に</p>
---	---	---

合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成28年9月5日(月)から同月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等

を受領した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装(ジャージ及びTシャツは、不可)とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽

エ 室内用運動靴(体育館内での実技試験に使用する。)

オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第17号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成28年6月28日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成28年8月24日(水)午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

10人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間

平成28年8月1日(月)から同月5日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 審査申請書等の提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係